議題1：民有地水路の取扱について（豊田市提出）

資料1

市名		各市の状況
1	名古屋市	本市が管理をしている水路の敷地が民有地であるような場合に、寄附で処理をした事例は過去にありますが、地権者から移設や買収を求められた事例は見当たりません。 本市において、もし同様の事例が生じた場合には、やはり基本的には寄附という形で相手方の理解を得るように努めることになると考えます。
2	豊橋市	本市においても寄附を前提に運用しているところですが、ご協力いただけないケースも増加傾向にあり、移設に要する費用や時間も課題となっています。長い期間において寄附でお願いしている経緯から、買収に応じることは公平性を欠き差別となるとの考えもあります。 しかしながら全く水路用地がない場合には、買収したこともあります。 寄附に要する測量、分筆費用を相手方にお願いしている現在の運用では、今後対応に苦慮するケースが益々増加すると考えられ、財政当局に相談のうえ、測量登記費用を公費負担とし、寄附でお願いすることが当面の運用と考えます。
3	岡崎市	民有地排水路について、本市でも基本的に 地権者と交渉し寄付で対応しております。また今後、本市におきましても総合的に判断して用地買収を含めた移設検討が必要と考えております。
4	一宮市	当市におきましても、民地内に水路が存置していることが判明する場合があります。 地権者から申し出があった場合、まず地権者のご意向を伺い、その意向を基に検討いたしますが、その存置している状況、例えば部分的な移設で解決する場合、縦断的に大規模な移設を要する場合、移設する用地がない場合等の課題から総合的に検討し「移設あるいは買収」の判断をしております。
5	瀬戸市	用地寄附を基本に対応していますが、個々の案件により、買収・移設等の対応を取るケースもあります。
6	半田市	公共施設から流出している民有地水路（側溝）が存在する場合、移設、用地の寄附、または、固定資産税を減免することにより現状のまま使用させていただくことで対応している。また、移設費等を比較する中で、用地取得費が安価になる場合もあるが、これまでに費用比較して用地取得した事例はない。
7	春日井市	公共の雑排水が流れる民有地内水路については、かつては地権者から同意を取った上で、地元（町内会等）からの要望により、整備したところもある。しかし、世代が変わったり、売買で所有者が変わった場合、買収や付替えを求められるケースも出てきている。基本的には寄附で対応しているが、測量等が個人負担で必要となるため、事例はほとんどない。買取や付替えについても過去の経緯から断っているが、幸い現時点では大きなトラブルとなっていない。民有地水路については、指針等はなく、対応に苦慮している状況である。
8	豊川市	特に基準等はありません。 貴市同様に本市も寄附の申し出がある場合は受入れを検討し、民有地に水路がある場合は用地取得する対応もあります。 このように、取扱については、その都度対応しています。
9	津島市	民有地水路につきましては、相手方と覚書を取り交わし、占用料を支出しております。 現状では、移設費や用地取得は考えておりません。 ただし、貴市のように今後「移設あるいは買収」を求められる場合もあろうかと思います。移設費用よりも用地取得費が安価になる場合は、交渉にもよりますが「用地取得」を優先させたいと考えております。
10	碧南市	基本的には寄付でお願いしています。 （内規ではありますが） 対象路線が下水道計画上に位置付けられており、新規に整備を行う必要がある場合と、既設水路改修を行う場合で、当該用地購入とルート変更を経済比較した結果、当該用地購入の方が安価である場合に、課税標準額で購入を検討することとなっています。 また、多少の越境の場合は、境界を市と地権者双方で確認し、双方了解の上で将来改善とする場合もあります。
11	刈谷市	排水路において、そのような事例はございませんが、現状の流入・流出状況や過去の経緯等を考慮し、排水路として必要と判断した場合には、用地を取得すべきと考えます。

市 名		各　市　の　状　況
12	豊田市	本市において、公共施設（道路等）の排水が民地内に流入しているケースがある。これまでの対応として、個人の敷地の雨水も流れていることから、市に協力するという形として寄付で対応してきた。しかし、近年土地の対する認識が変わり、寄附ではなく「移設あるいは買収」を求めてくる場合が発生している。 現在は、その都度移設等で対応しているが、移設費と用地取得費を比べると用地費が安価になる場合もあるため、現在、買収対応も可能となるように検討しており、今年度中の取りまとめを目指しています。
13	安城市	本市の用地取得に関しては、原則として、非課税地は寄附、課税地については買収で対応しています。近年、民地内の排水路について移設（付替え）した事例はありません。
14	西尾市	民地内の排水路については、当市も存在する事案はありますが、近年、排水路を整備した事例はございません。 基本的には豊田市同様、寄付を前提に整備を進め、地権者が「移設あるいは買収」を求めてくる場合についても、移設等で対応したいと考えています。
15	蒲郡市	蒲郡市としては参考となる事例はありません。
16	犬山市	民地内の既設排水路については、基本的に用地の寄附に協力をいただく形で処理をしていますが、こうした方法により難いときは移設による対応を行う場合もあります。なお、関係土地所有者が複数名に及ぶときなど、境界確定及び分筆登記を市負担で行なうこともあります。また、既設水路は、それが公共的な機能を持つか否かの見極めが難しい場合もありますが、まず、公衆用道路や用悪水路といった公共用地からの排水を受けているかどうかの確認が重要と考えます。農地転用時に田移し水の通水確保のため個人が自己所有地内に設けた水路等は、公共物として取扱いません。
17	常滑市	本市でも民地内に排水路または排水管が存在する事案はあります。この場合、その排水路は周辺住民のための水路として使われている場合が多く、撤去のみでは対応しきれないものがほとんどです。 地権者から移設あるいは買収を求められた場合では、その土地自体を地権者が使用することに対して制限することができないため、埋設管の上に永久構造物を構築される可能性があり、本市も同様に移設等で対応しております。
18	江南市	本市には事例はありませんが、提案市と同様に寄附により理解を求めるとこになります。 寄附の理解が得られなければ移設で対応いたします。 移設により排水機能を損なう場合は、買収による対応も検討しなければならないと考えます。
19	小牧市	近年そのような事例はありませんが、本市においても基本的には寄附にて対応します。しかし今後、相手が「移設あるいは買収」を求めてくる場合は、移設または用地取得を含めより安価な対応を検討したいと考えております。
20	稲沢市	基本的には、寄附による用地取得や非課税措置にて対応しております。ただし、過去の経緯等により例外的に買収にて用地取得を行う場合もあります。 これまでは地権者の理解を得ることが出来ていましたが、近年は貴市同様に対応に苦慮しており、今後の課題と捉えております。
21	新城市	本市においても民地内に排水路が存在する事案はありますが、基本的には寄附にて対応しております。
22	東海市	排水路施設新設事業において、用地が必要になる場合は、用地買収を原則行っている状況です。 また、民地内排水施設等公共施設の越境がある場合には、市の用地取得基準、内部方針により買収をして対応している状況です。ただし、事案都度で異なる事も多く、過去に工事承諾等を得て民地内に設置しているもの、覚書の締結等、民地内公共施設の減免措置等があり、民地内に設置することに、同意があったものと解釈できる事案については、寄附で用地取得を進めている状況です。 なお、構造物等の移設については、老朽化が著しく進み、現状で構造物としての本来の機能を保持する事が難しい施設については、市で移設を行うケースはありますが、移設を行った事案は少ないです。原則移設では無く用地取得、減免措置等で対応を行っている状況です。
23	大府市	本市としては、原則非課税地は寄附による取得、課税地については買収による取得で対応しております。しかし、相手が土地の提供を拒んだ場合は、移設による解消もやむを得ないとして対応しております。

市 名		各　市　の　状　況
24	知多市	当市においては、民地内水路については、付け替えで対応している事例はありますが、用地の整理は進めておりません。 民法221条(通水工作物の使用)の第1項では、『土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。』となっており、過去からの施設として処理でるものと考えております。ただし、新たに排水の流末とすることは考えておりませんので、別ルートでの排水を考えるか、既存の敷地を買収して整備することになります。 既存の排水についても第2項で『他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。』となっており、今後問題が顕在化してこれば、基準等の整備が必要になると考えております。
25	知立市	民地内水路における維持管理の取扱については、基本的に土地所有者を施設管理者としてお願いしていますが、市に対し管理を要望する施設でかつ、公共性を有するものと判断される場合は、その施設にかかる土地の寄付採納により対応しています。寄付採納の場合、土地分筆登記は申出者の負担とし、所有権移転登記を市の負担で行っています。現在、当市では寄付採納が条件となっていますが、今後、寄付をしない案件の取扱を検討予定です。 無償借地(使用貸借契約)等
26	尾張旭市	本市には、この場合の取扱いについての基準等はありません。 官民境界確定等により、民地内を通ることが発覚した場合、道路と同様に当該部分の寄附や土地使用承諾を得るよう努めています。移設や買収、交換を求められた場合は、その都度状況を勘案し判断することとなります。
27	高浜市	本市においても苦慮しており、詳細な件数は把握しておりませんが、 「移設あるいは買収」の他に、無償借地契約締結後に非課税措置をとる等を行っております。
28	岩倉市	本市では、民地内に存在する排水路については、寄附にて対応しております。なお、移設を求められたときにも、原則、本市が移設費を負担することはありません。
29	豊明市	民有地の水路については寄付を前提に整備を行っていますが、排水施設の規模等により用地の付替えを市の負担で行った事例があります。買収については事例はなく今後も方針としてありません。
30	日進市	寄附に応じていただける場合は、分筆にかかる費用及び所有権移転登記を市が負担して同様に対応しておりますが、本市においても寄附に応じていただけない事案が多くなっています。このような場合は個別に検討を行っており、原則として移設が可能である場合には、現道内水路等の解消を合わせてできる限り移設で対応することとしております。しかしながら、物理的状況等により移設が不可能な事案もあり、そのような場合は買収という手段も検討しますが、買収金額で相手方と折り合いがつかないこともあり、権利関係の明確化に至らない事案も存在している状況です。
31	田原市	民有地水路については、過去の経緯を調査し、単純に登記がしてない場合は寄付していただく、それ以外については基本的に買収する。
32	愛西市	市町村合併(平成17年度)後については、民地内水路の「移設あるいは買収」を求められた事例はありません。
33	清須市	本市においても用排水路の一部区間が民有地内に存在する事案があります。 個人所有地で地目が用排水路の箇所や、共有名義で地目が井溝など民有地の形態も多種存在し、個々の事案で対応が異なります。 明らかに隣接との共有利用の排水路は、双方で解決を促し、多数の供用排水路は、その経緯により共有者管理が望ましかったり、公共的管理が望ましかったり事案ごとに異なります。 公共的な排水路は、周辺住民の要望により、浚渫、草刈等を市が実施しています。 なお、現時点で地権者から寄附や買収等の具体的な話はありません。
34	北名古屋市	北名古屋市にも、民有地に水路が設置されているところが複数あります。水路に面している民有地より排水され、市が管理している官地の水路へ流れ込んでいる場合。反対に、市が管理している水路から民有地の水路へ流れ込み下流の官地水路に再度流れ出ている場合があります。市としましては、前述については、個人(複数宅含む)の宅内排水と考え、管理・修繕共に行政は関わっていません。後述については、行政で管理しています。移設、買収、寄附について決められた基準はありませんが、申出のあった時に、ケースバイケースで対応しているのが実情です。過去には寄附による対応をしたことがあります。

市 名		各　市　の　状　況
35	弥富市	当市においても民地内水路がありますが、移設あるいは買収を求められた事例はありません。 しかし、今後、この様な事案が出た場合、公共施設であることをご理解いただき、寄附での対応をお願いすることになりますが、理解が得られない場合は買収を検討することとなります。 ただし、買収単価については減価率を考慮します。
36	みよし市	事例がなくお答えできません。
37	あま市	該当する施設なし。
38	長久手市	当市においては、民有地水路の取扱いについて明確な基準はありませんが、寄附前提とはしておりません。あまり事例がないため、ケースごとに対応していくこととなります。

議題2：住宅耐震化事業の周知について（稲沢市提出）

資料2

市 名		各 市 の 状 況
1	名古屋市	本市では、平成27年度に主に以下の啓発活動を行ってまいりました。 ①ポスティングの実施 ②ダイレクトメールの実施（診断受診したものの改修をまだ行っていない方に送付） ③耐震相談員の派遣の実施 ④広報紙やメディアなどを通した啓発活動、各種イベント等への参加などの実施 ⑤地域ぐるみ耐震化促進支援事業の実施（町内会などの地域団体が主体となって取り組む耐震対策の活動支援）
2	豊橋市	当市においても平成23年度は飛躍的に件数が増加し、その後件数が伸び悩んでおりますが、無料耐震診断申込及び耐震改修補助等の補助申請の件数が増えるよう、以下の方法にて周知しております。 ・防災部局と連携して地元自治会等で耐震説明会を開催 ・防災部局と連携して広報にて特集記事を掲載 ・市ホームページ上で制度の案内掲載、耐震診断の申し込み受付、補助申請の様式・記入例をダウンロードできるようにしている ・大地震発生時に被害率が高い地区及び耐震説明会を開催した地区にお住まいの対象者へ、耐震診断実施の案内または耐震改修補助の案内を郵送にて送付 ・NPO主催による耐震改修相談会を後援及び相談会当日、市職員による補助金相談窓口の設置
3	岡崎市	本市においても貴市同様に、市のホームページや市政だよりで周知をする他に、ダイレクトメールで直接建物所有者へ向けて、パンフレット等の案内を送付して周知を図っております。 また、耐震相談会や耐震改修を実施した業者一覧の情報提供等も、併せて実施しております。
4	一宮市	当市においても耐震診断、耐震改修共に申し込み件数が伸び悩み大変苦慮しています。 耐震診断の周知方法は、主にホームページ・広報・町内回覧(今年度3回予定）です。 耐震改修の周知方法は、耐震診断同様ホームページ・広報・町内回覧(今年度3回予定）に加え、耐震診断を行った方に対して結果報告時に当該診断員より各種補助制度について説明を行い、耐震改修等に結びつくように働きかけております。 また、耐震改修補助申請件数が伸び悩んでいる事から、従来の”耐震改修工事を行い耐震化率を上げる”という考えに加え、旧耐震基準の住宅を減らすことで耐震化率を向上させようと考え、平成26年度より「解体補助制度」を設け、耐震診断・耐震改修に加えて事業を進めています。
5	瀬戸市	提案行政庁同様、広報、ホームページ、耐震診断を行った方には診断結果提示時に耐震改修費補助の案内をしております。また、瀬戸市総合防災訓練や生活展等には、耐震に関する展示等PR活動を行っています。
6	半田市	貴市と同様に、広報、ホームページにて周知すると共に、耐震診断については、地元住民（自治区や自主防災会）、耐震診断員及び市職員で班を構成し、旧耐震基準の住宅を訪問し、耐震診断の受診を促している。 また、耐震改修については、耐震診断済の所有者を対象とした耐震改修相談会を開催している。
7	春日井市	熊本地震発生後、木造住宅の無料耐震診断につきましては、例年と比べ申込件数が増加しており、6月末現在で今年度予定をしていた件数の90％程度の執行率となっています。 木造住宅の耐震改修につきましては、費用の面等から、申込件数は伸び悩んでいるのが現状です。多くの方へ耐震改修を実施していただくために、過去5年間に当市の無料耐震診断を受けた方を対象に、建築士会の御協力を得ながら、8月に木造住宅耐震改修工事相談会を実施する予定です。
8	豊川市	当市でも、4月当初は大きな反響があったものの、時間の経過とともに相談も減るなど同様の懸念をしております。 周知の方法としましては、広報、ホームページ、ポスティングに加え、各戸訪問によるローラー作戦、豊川市民祭りなどのイベント時でのブース出展、他課主催で実施している自主防災会議などへ出向し、耐震講座によるPRを行っております。また市役所ロビーで耐震シェルターの展示も行っております。
9	津島市	本市におきましても同様に、市広報誌や市ホームページで周知しているのが現状であります。 なお、今年度につきましては、ケーブルテレビの行政情報を活用した周知を検討しています。

市 名		各　市　の　状　況
10	碧南市	本市でも申込み件数が伸びず、苦慮しております。定例的には、5月と9月の広報及びホームページへ掲載、その他、総合防災訓練などの市のイベント時に耐震診断ブースを出してPRしております。 過去には、ダイレクトメールの送付や町内会の方と職員で防災訓練の一環として、未診断のお宅に訪問し耐震診断の依頼や地区の防災訓練に参加して診断のPRを実施しました。 今年度は、ダイレクトメールの送付を予定しております。
11	刈谷市	本市の住宅の耐震診断及び耐震改修の申込みにつきましては、貴市と同様に伸び悩みがあるものの、今年は、熊本地震発生後、すぐに、市内全域に耐震補助制度の回覧を行ったため、耐震診断の申込み件数につきましては、昨年度の年間件数85件に対し、今年6月末時点で76件あり、大きな成果が得られております。 また、本市の耐震化促進に関する取組みといたしましては、貴市と同様の活動の他に、昭和56年以前の住宅にお住まいの方に、地区の方々と職員で戸別訪問する耐震ローラー作戦を実施しております。
12	豊田市	・広報紙、ホームページ、ダイレクトメール ・自治区単位で無料耐震診断個別訪問受付の実施（2自治区/年）に先立ち、案内文書を回覧し、申込書を全戸配布している。 ・防災関連イベントでのブース出展
13	安城市	本市の状況としましては、4月からの3か月間における耐震診断件数は55件、昨年の同時期のおよそ1．6倍となっています。また、24年度から毎年開催している耐震改修相談会を6月25日に実施したところ、前年比で約1．2倍の27件の相談があり、うち11件の耐震診断申込みがありました。 安城市の取組みとしては、まちかど講座による耐震化の啓発や熊本地震での被害状況、その対策事例等の情報を盛込むことで、公式ウェブサイトを充実させる予定です。 また、緊急輸送路沿いの耐震化が必要な建築物を今年度から、その所有者に対し耐震診断や耐震改修を行うようにダイレクトメールを送付、中でも重点路線を設定し、所有者を直接訪問するなど、まずは、耐震診断の受診を働きかけてまいります。
14	西尾市	職員が地区の防災訓練に参加し、補助制度等の啓蒙を市民の方へ直接行い、PRをしています。また、民間団体と連携を図り、愛知県建築士事務所協会員による耐震無料相談会を市役所ロビーや地区集会所にて行うことで、市民の方が専門家との相談を気軽にできる場を設けております。
15	蒲郡市	蒲郡市では、市広報掲載、ホームページ、各戸訪問（木造住宅耐震診断）を行い周知しております。
16	犬山市	耐震診断は、犬山市建築設計事務所協会の協力を得て、近年も予定数を実施することができています。 また、耐震化の促進のため平成28年度からは耐震基準に満たない物件の除却にかかる費用に対して上限20万円を補助することとなり、改修・除却という住宅耐震化事業全体に対して補助事業が整うことになった。
17	常滑市	常滑市においては、耐震診断、耐震改修はともに広報、ホームページにて周知を図り、これに加え、耐震診断については、対象となる木造住宅へ制度概要を直接郵送し周知を図っております。郵送での周知活動はアンケート形式で、無料耐震診断の希望の有無を返信していただく形式になっており、希望される方は返信いただいた時点で申し込みとなります。毎年、送付件数に対して1割程度の申し込みがあり、窓口で直接申込みされる件数より多い状況となっております。
18	江南市	当市でも、例年広報やホームページ等で周知しておりますが、ほとんど成果が表れておりません。 平成28年4月に発生した熊本地震発生の翌月に耐震の案内文書の回覧を各地区で行って頂いたところ、例年を上回る件数の申し込みがありました。
19	小牧市	貴市と同様に広報やホームページを利用しての啓発の他に、個別訪問を行うローラー作戦、地区の消防訓練に参加、市民からの申請による出張出前講座などで啓発を行っております。 また、平成26、27年度には市役所本庁舎において耐震シェルター、防災ベッドの見本展示を行いました。 今年度において、市内巡回バスの中吊り広告での啓発や、耐震診断は実施したが耐震改修を行っていない方へのダイレクトメールで啓発を考えております。
20	稲沢市	議題提出市

市 名		各　市　の　状　況
21	新城市	新城市でも同じく、広報やホームページ、ポスティング等で周知を行いながら、地域への耐震講座や説明会なども行っております。 また、毎年対象地区を決め、その地区の無料耐震診断の対象となる建物へ一軒ずつ訪問し、耐震化促進事業の説明も行っております。この直接の訪問による事業説明により、毎年一定数の無料耐震診断の申し込みはあるものの、その先の耐震改修へつながっていかないのが現状としてあり、減災化に向けて解決しなければならない問題となっております。
22	東海市	本市では、耐震診断等の実施率向上のためには、啓発活動は大変重要であると考えております。これまでの啓発活動としては、各町内会への回覧、市広報紙やホームページの掲載、防災訓練での相談窓口の開設、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅へのダイレクトメール、職員が個別訪問するローラー作戦などを実施し、昨年度からは民生委員に協力を得て、各種制度に併せた声掛けの啓発をお願いしています。 今年度は、熊本地震の記憶が市民にあるうちに、ダイレクトメールや、職員によるローラー作戦を、例年よりも早期に実施しています。また、ボランティア団体に委託し、各家庭への各種補助制度の紹介を行っています。 その結果、6月末時点で昨年度の同時期より大きく申込み数が増えている状況です。
23	大府市	本市では、広報・ホームページ・ポスティングに加えて、広報での地震特集を組むことや対象住宅への訪問による案内などの取り組みを行っています。また、耐震診断受診者を対象とした耐震改修無料相談会を開催しています。
24	知多市	27年度における知多市の住宅耐震化事業の周知の方法については、 ①広報ちたに診断、改修等のPR掲載 ②市内全域への地区回覧版による周知 ③25.、26年耐震診断実施した方へ改修のお勧めチラシのダイレクトメール送付 ④耐震の市民相談会　(14人相談で3件改修) ⑤産業まつりでブースを設けて耐震診断及び改修のPRと申込受付 ⑥メディアス(地域テレビ放送)によるビデオ広報による周知 ⑦ボランティア8名と市職員による戸別訪問　(診断申込み237件訪問で48件診断申込み) ⑧市内重点地区への診断のダイレクトメールによる周知(1，406メールで51件診断申込み) 耐震診断については、ダイレクトメール、戸別訪問等による周知が効果があったと思いますが、改修については20件であり、先進事例があれば取り入れたいと考えています。
25	知立市	当市も同様な状況であります。当市においては広報、回覧、ダイレクトメール、耐震相談会のほか、特に市から各地区へは耐震診断ローラー作戦、出前講座など耐震化の施策を推進するため啓発に力を入れています。 しかしながら、なかなか進んでいないのが現状です。耐震診断及び耐震化の状況は、木造耐震化対象件数3,980件(昭和56年度以前建築)のうち、1,894件(47.6%) の耐震診断の実績があるものの、木造耐震改修件数は190件(4.8%)と耐震改修が進まない状況にあります。このような状況の中、熊本地震発生後は出前講座の申込みが3件あり、耐震改修が昨年実績9件に対して、今年度既に7件と多少ではありますが影響は出ていると感じています。
26	尾張旭市	当市では毎年度、広報、ホームページ、ダイレクトメールによる周知を行っております。 今年度は熊本地震の影響もあり、耐震診断や改修工事の希望者が、昨年度を大幅に上回る状況となっております。 今後も、同様の周知を継続的に行うとともに、昨年度改定した「尾張旭市建築物耐震改修促進計画」に定めた、旧耐震建築物が密集した重点的に耐震化を進める区域への、耐震化率向上に向けた自治会などへのPR活動を検討します。
27	高浜市	本市においては、昨年度より申込件数が伸び悩んでおります。対応としては、木造耐震診断及び耐震改修該当物件所有者に対して、案内文の発送準備をしており、診断及び改修の促進を図ります。
28	岩倉市	本市においても広報、ホームページ、ポスティング(ローラー作戦)等を中心に周知を行っております。 その他には、11月中旬に催されます、「いわくら市民ふれ愛まつり」においてブースを設け、PRを行っています。
29	豊明市	広報、ホームページ、町内会回覧、出前講座、ダイレクトメール、耐震ローラー作戦(耐震化重点地区における戸別訪問)といった方法で周知しています。

市 名		各　市　の　状　況
30	日進市	当市では、市広報・市ホームページのほか、旧耐震基準木造住宅所有者に対してダイレクトメールを送付、地域での回覧、自治会と協力して対象住宅への戸別訪問、防災イベントへの参加、耐震改修相談会の開催等により事業周知を行っています。
31	田原市	本市の状況として、平成28年度は前年度に比べて、5月時点では熊本地震の影響か例年より多い耐震診断、耐震改修の申込がありました、しかし、その後はあまり申込みは増えていません。 耐震化事業の取組については、例年、年度当初の広報たはらでのPR、耐震診断ローラー作戦、市民まつりでの耐震無料相談会等をおこなっています。
32	愛西市	愛西市においても耐震診断、耐震改修の申込件数は年々減少傾向にあります。そのため、最近では、対象物件の所有者に対して「無料耐震診断の案内」のダイレクトメールを送付し、およそ5%の方から申込依頼がありました。 また、出前講座で市民の方に周知するとともに、地元防災組織と連携して資料提供をする等、啓発活動に取り組んでいます。
33	清須市	平成28年度の実績としては、耐震診断及び改修の受付開始に伴い、市ホームページ及び広報紙6月号に記事を掲載したほか、同号に申請書を兼ねた折込チラシを同封した。また、防災出前講座等の折には口頭による啓発を行うこととしている。
34	北名古屋市	本市の本年度の耐震診断及び耐震改修の申し込み状況につきましては耐震改修は前年度並みですが、耐震診断は6月末時点では30件（前年度比136%）と増加しております。 本市ではホームページ、広報誌、イベント時に模型や映像、パネル等を利用したPRに努めており一定のPR効果はあると考えておりますが、改修費が高額となるため、改修に踏み切れない方が多いと思われます。 今年は熊本の地震の影響から、市民の耐震への関心が例年になく高いことが予想されるため、過去の耐震診断の申請者に対して個別訪問による耐震改修費補助、段階的耐震改修費補助及び耐震シェルター等の多彩な補助制度を設けていることを御案内し、市内の住宅ストックの耐震化の推進に努める予定です。
35	弥富市	当市においても、広報、公式サイト、旧住造法による団地へのポスティング等で周知をしていますが、ほとんど成果が表れていない状況です。
36	みよし市	本市においても耐震診断、耐震改修の申し込み件数は伸び悩んでおります。 取り組みとしては、ホームページ、ポスティング、ローラー作戦（個別訪問）、イベントにあわせたPR、無料耐震診断相談会（3年に1回程度）を開催しております。
37	あま市	あま市においても、広報やホームページ、ポスティング、市総合防災訓練会場での耐震啓発ブースの運営及び相談会の開催など、市民周知に努めておりますが、東日本大震災発生後をピークに耐震診断や耐震改修の申込み件数は減少傾向にあります。
38	長久手市	当市は耐震診断及び耐震改修の周知として下記取組みを行っています。 1　広報 2　ホームページ 3　平成15年からダイレクトメールを送付 （対象者に耐震診断及び耐震改修等の補助事業を案内） 4　平成25年からローラー作成の実施 （新耐震以前建築物の木造住宅が多い地区に個別訪問） 5　防災マップの配布 6　平成26年から出前講座の開始 （市民等の団体グループが主催する集会等に市職員を派遣し、補助制度の説明を行う） 7　耐震・減災に関する意識調査 （耐震改修促進計画の改定時に対象者に建築物の耐震化に対する意識や考え方、弊害する要因、補助制度の課題等の調査を行った。） 今年度の申込み状況は、東日本大震災後ほどの申込み数までは至っておりませんが、増加傾向にあります。

議題3：津波発生時の夜間休日における水門・樋門の閉鎖体制について（半田市提出）

資料3

市名		各市の状況
1	名古屋市	実施体制：名古屋港管理組合職員・業務受託者が堀川口防潮水門及び中川口通船門に24時間常駐しており、水門の閉鎖を行うと聞いております。 基準の有無：有
2	豊橋市	実施体制： 本市が管理している約半数（54/104）の水門・樋門については、地元自治会に操作を委託しています。夜間休日、津波警報等発令時においても操作が安全に行えない場合を除き、原則操作体制に就くものとしています。また、残りについても順次委託契約していく予定です。 基準の有無： 予め施設の物理的状況や後背地の状況等を考慮し、操作優先順位を定めています。
3	岡崎市	該当なし
4	一宮市	該当なし
5	瀬戸市	実施体制 ： 瀬戸市において津波被害は想定していないため体制なし。 基準の有無 ： 無
6	半田市	実施体制：自宅が近い復旧部の職員が手動で閉門 基準の有無：なし（策定中）
7	春日井市	該当なし
8	豊川市	実施体制：樋門操作を地元町内会に委託しており、緊急時の対応を委ねています。 基準の有無：明確な基準はありませんが、気象庁、行政情報、メディア等からの地震情報により、市職員が津波注意報以上で現地へ行き、気象条件等を勘案し、市職員の判断により水門・樋門の閉鎖を行うとしています。しかしながら、南海トラフ等によるものは、規模が大きく、津波到達が早いことが予測されるため、緊急性があり、現地に近い地元町内会の操作員が安全確保のうえ、直ぐに水門・樋門の閉鎖を行うこととなっております。
9	津島市	市が管理する水門や樋門はありません。
10	碧南市	実施体制：多くの水門、樋門については、夜間休日を問わず消防団において開閉を行っています。 基準の有無：閉門する基準については、衣浦港務所や知立建設事務所との操作委託契約に規定する操作規程に基づき、高潮警報や津波警報等の発令時に現地での操作体制に就いています。ちなみに、自動閉門する1か所の水門については、随時開門が必要となるため、平日日中は市の防災課、それ以外は消防署で開門しています。
11	刈谷市	夜間休日や緊急時の対応につきましては、地元消防団に操作を委託しています。毎年、年度当初に水門操作説明会を開催し、水門の操作方法の講習や連絡体制の確認を行っています。また、毎月、消防団による水門の動作点検を実施し、いざという時に確実に操作ができるようにしています。 水門の開閉は、現地にいる地元消防団からの水位状況等の報告に基づき、職員の指示により操作を行うように定めています。

市 名		各　市　の　状　況
12	豊田市	河川関連 実施体制: 豊田市では津波発生の場合の体制は想定していませんが、降雨については、大雨注意報の発令で建設部の担当長以上の職員が持ち回りで準備体制をとっています。ダム放流量が規定値以上になった場合、準備体制対応職員から河川課に連絡が入り、水門・樋門操作に準備体制をとります。 水門や樋門の操作につきましては、操作規則により行っており、河川の水位上昇に応じ、現地にて市職員等が行います。 基準の有無:無 操作方法を記載した操作規則はあります 農地関連 実施体制:　土木業者及び土地改良区に委託 基準の有無:　委託の仕様書に明記 委託者の指示が無くても大雨警報発令時及び洪水が発生する恐れがある時は、受益地内への逆流を未然に防止するため、受託者は委託者へ連絡し、自主的に出動する。 委託者から受託者へ指示連絡する。
13	安城市	安城市土木課河川係 実施体制:油ヶ淵土地改良区に委託しています。 基準の有無:洪水時、マイターゲートの異常により河川から郷中排水路へ逆流が始まったときスライドゲートを閉鎖します。 (木戸樋門)安城市農務課土地改良事業室　農地等のたん水防除施設 実施体制:地元運転手(10名)に委託しています。 基準の有無:洪水時、鹿乗川排水機場の運転と連動します。鹿乗川からの逆流のため、排水に支障が生じる場合は、スライドゲートを閉鎖します。
14	西尾市	実施体制:各町内会並びに消防団 基準の有無:津波・大津波警報が発令された場合は、市役所からの指示を待たず地元操作員が閉門作業を実施します。ただし、安全に操作できる体制(人員・装備等)が整っているかの判断により実施となります。
15	蒲郡市	実施体制: 当市においても水門・樋門の遠隔操作化はされていないため、手動による閉鎖が必要となります。操作者については昼夜を問わず消防本部が実施することとなっており、災害により消防本部が他事案に出動し対応できないときについては消防団が対応することになっていますが、全ての水門を消防団が閉鎖することが出来ないため、津波による完全閉鎖は難しいと考えます。 ※津波以外にも台風等による高波への対応についても消防本部が行なっています。 基準の有無:無し
16	犬山市	該当なし
17	常滑市	実施体制:消防団・地域住民・職員による体制となっている。 基準の有無:地震・津波時における樋門等操作要領に基づき、津波警報又は、大津波警報が発令された際に、操作要員が樋門等の閉鎖を行うものとしている。
18	江南市	該当なし
19	小牧市	該当なし

市 名		各　市　の　状　況
20	稲沢市	実施体制: 稲沢市においては、海岸に接していないため、津波による水門の開閉は想定していませんが、夜間休日の豪雨による水門の開閉については想定しております。 稲沢市においても、水門の遠隔操作による自動開閉はごく一部の水門に限られており、大多数の水門は、手動での開閉となっており、その殆どが地元に開閉操作を委ねているため、豪雨があった場合については、地元に開閉操作をお願いすることとなります。 しかしながら、緊急時で地元との連絡が取れない場合においては、市職員により、水門の開閉操作を行っているところです。 基準の有無:明確な基準は設けておりません。
21	新城市	実施体制:津波対応は無し 基準の有無:
22	東海市	実施体制:消防団等に委託済みであり、必要が生じた都度対応。 基準の有無:有り「津波発生時の樋門等操作規定」の中で明記。
23	大府市	実施体制:本市には、津波・高潮に対する水門・樋門はないため、実施体制や基準はありません。 基準の有無:
24	知多市	実施体制: 知多市においては、県から2級河川日長川の樋門1箇所と護岸開口部の陸閘2箇所と角落とし(木製の板の設置)6箇所と市管理の準用河川の樋門1箇所を管理しております。 現実問題として、夜間等の作業は難しいと考えております。 本市においては、地震防災強化計画　土木班行動マニュアルの中で第1非常配備(東海地震に関する調査情報(臨時)を受けたとき)は、土木課長による連絡、または自主的に直ちに参集。(5名) 第2非常配備(東海地震注意情報を受けたとき)は、土木課長による連絡、または自主的に直ちに参集。(全員) 第3非常配備(警戒宣言発令の報を受けたとき)は、土木課長による連絡、または自主的に直ちに参集。(全員)直ちに既定の行動を実施する。こととなっております。 基準の有無: 有　県の委託基準による
25	知立市	該当なし
26	尾張旭市	該当なし
27	高浜市	実施体制:消防団に平時の点検も含めて捜査を委託 （消防団の参集状況により消防署員、市職員もバックアップして操作する） 基準の有無:「大規模災害時における消防団活動マニュアル」 （地震発生後、詰所に参集し各分団で事前に割り振られた樋門を閉鎖する）
28	岩倉市	実施体制 : 大雨により水門等の水位に異常が発生した際に、担当職員にメールが届くようになっているが、津波に対応した体制ではない。なお、水門の開閉操作は庁舎からの遠隔操作が可能だが、一部の水門については現場での手動操作しかできないものもある。 基準の有無:無
29	豊明市	該当なし
30	日進市	愛知県津波浸水想定区域外のため津波被害を想定しておらず、実施体制や基準は定めていません。 実施体制:無 基準の有無:無

市 名		各　市　の　状　況
31	田原市	実施体制：管理委託している地元自治会及び樋門操作グループ 基準の有無：無し 　当市の場合、南海トラフ地震の際の津波到達予想時間が短いため、操作員の方には命を優先して逃げていただくよう説明している。
32	愛西市	実施体制：河川への排水については、排水ポンプによる強制排水のため、樋門等は常に閉まっている状態です。 基準の有無：無
33	清須市	実施体制：　清須市災害対策本部 基準の有無：　無 （本市は、愛知県津波浸水想定の範囲には入っておりません。 なお、大雨時等の樋門操作は、原則地元に依頼しており、市としては施設巡視による操作確認をしている現状であり、震災時等の対応は災害対策本部の状況判断によることになります。）
34	北名古屋市	実施体制：津波の被害は想定していません。 基準の有無：なし
35	弥富市	実施体制：水門の日常管理は、臨時職員を雇用しており、また、その者の自宅が水門に最も近いため、災害発生時には、緊急連絡網等により速やかに対応して閉門することとなっています。その他、職員による非常配備態勢による対応となっています。 基準の有無：無
36	みよし市	実施体制：事例がなくお答えできません。 基準の有無：
37	あま市	実施体制：無し 基準の有無：無し
38	長久手市	当市においては津波を想定しておりませんので、該当がありません。

議題4：道路照明灯のLED化事業について（弥富市提出）

資料4

市　名		（1）LED化の整備状況	（2）管理数量	（3）事業補助金・交付金の活用	（4）LED化に伴う契約方式	（5）LED化による年間1基あたりのリース料（税込）
1	名古屋市	平成25年度より順次ＬＥＤ化を進めています。	総数約98,000基 内訳：300W　約10,000基、200W 約5,000基、 その他（約83,000基）	市単独	ＬＥＤ化はリース方式ではなく、通常の工事発注で進めています。	
2	豊橋市	平成26年度からは小型のみ、平成28年度からは全ての新設建替えをLED化しております。	総数　１4,814基（平成２６年度末） 内訳：300W　914基、　200W　3,238基、 その他（　10,662基　）	市単独	市直接管理	―
3	岡崎市	整備予定（30～31年度）	総数　2633基 内訳：300W　479基、　200W　87基、 その他（　2067基　）	市単独	未定	―
4	一宮市	整備予定（28年度）	管理総数2524基（リース化総数1763基） リース内訳：400W381基、300W1101基、200W254基、 100W27基	市単独	賃貸借（リース期間：10年、期間満了後：市に無償譲渡）	H28年度入札予定
5	瀬戸市	未定				
6	半田市	整備済み（27年度） ※２７年度は環境省の補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を活用し、半田市で管理する全道路照明灯のうち、景観に配慮したデザイン灯を除く６５１灯の道路照明灯ＬＥＤ化を実施した。 今後は、残るデザイン灯のＬＥＤ化に着手し、更なる電気料金等にかかるコスト削減を図っていく。	総数　約１，３００基 内訳：　ＬＥＤ灯６５１基、 ほかデザイン灯（200W～300W等） 約６５０基	環境省によるもの	リース契約方式	約６，４５０円 ※半田市はＬＥＤ道路照明灯器具の借上として、リース会社と１０年間（平成２８年３月～平成３８年２月）のリース契約（４１，９４０，３７４円（税込））を締結した。 ＬＥＤ化の６５１基分の年間リース料４，１９４，０３６円を支払うこととしており、１基あたりのリース料は約６，４５０円となる。 ※環境省の補助によりLED取付工事費の内、５，２０８，０００円が国から直接 リース会社に支払われている。
7	春日井市	未定	総数　１７３基 内訳：300W　基、200W　基、その他（　）	市単独		
8	豊川市	整備予定（２９年度）	総数３，７０４基 内訳：300W　１，７０４基、　200W　７２８基、 その他（１２７２基）	環境省によるもの	平成２９年度にリース方式により整備予定のため未定	平成２９年度にリース方式により整備予定のため未定
9	津島市	整備済み：H24～27年度まで82基、 整備予定：H28年度より社会資本整備総合交付金を活用し、老朽化している照明灯について計画的に建替えを予定、また、新規に設置をする場合は単独費で設置する。	総数　1080基 内訳：300W水銀灯 53基、200W水銀灯 291基、 200WＬＥＤ 82基、 その他（ナトリウム灯等　654基）	市単独　・ その他（国土交通省：社会資本整備総合交付金）	直営	リースは行っておりません。
10	碧南市	整備予定（29年度）	総数　１，４８４基 内訳：300W　1,484基、　200W　基、 その他（　）	環境省によるもの	包括リース方式、リース期間10年で満了後、市に無償譲渡	税込　１４，５１０円 （平成２６年度末の道路照明灯1,489基について、LED化リースを行った場合の平成２７年度見積書より算出）
11	刈谷市	未定	総数　2,729　基 内訳：300W　300基以上、200W　30基以上、 その他（W数不明が多数）	市単独	（防犯灯は）工事請負契約	―
12	豊田市	整備済み（H27年度　1,861灯）、 整備予定（H28年度　2,014灯） 未定（デザイン照明灯　約1,500灯）	総数約5,500灯 内訳：300W相当 約3,800灯、200W相当 約200灯 その他（デザイン照明灯　約1,500灯）	市単独	ファイナンスリース方式　リース期間10年で満了後リース会社へ返却	H27年度　7,255円/灯･年 H28年度　5,662円/灯･年
13	安城市	整備予定（30年度）	総数　1880　基 内訳：300W　1400　基、　200W　50　基、 その他（　430　基　）	環境省によるもの	包括式リース契約　リース期間１０年間 その後無償譲渡	１２，５００円/基

市　名		（1）LED化の整備状況	（2）管理数量	（3）事業補助金・交付金の活用	（4）LED化に伴う契約方式	（5）LED化による年間1基あたりのリース料（税込）
14	西尾市	整備予定（30年度）	総数　約1,200基　（内LED化予定数　約800基） 内訳：300W　基、200W　基、その他（精査中）	市単独	リース期間10年（期間満了後は未定）	1万円未満を予定
15	蒲郡市	未定				
16	犬山市	整備予定（29年度）	総数　約400基 内訳：300W　約300基、　180W　約100基	市単独を予定	リース期間１０年で満了後、市に無償譲渡を予定	―
17	常滑市	未定	総数　1,099　基 内訳：300W 261基、200W 4基、その他（834基）		当市は行っておりません	当市は行っておりません
18	江南市	整備予定（28年度）	総数　1735基 内訳：300W 1187基、200W 4基、その他（544基）	環境省によるもの	リース期間10年で、満了後、市に無償譲渡	未定
19	小牧市	整備予定（29年度）	総数2159基 内訳：300W未満　1733基、300～400W　92基、 その他　334基			
20	稲沢市	整備予定（28年度）	総数　2,533基 内訳：300W 55基、200W 171基、その他（2,307基）	環境省によるもの	包括リース方式、リース期間10年で満了後は市に無償譲渡	約１２千円
21	新城市	整備予定（28年度）	総数　　251　基 内訳：300W 44基、200W 123基、その他（ 84 ）	市単独	検討中	検討中
22	東海市	未定	総数　1,501基 内訳：300W 380基、200W 191基、 その他（930基）		単価契約	なし
23	大府市	未定	総数　1,490基 内訳：300W　22基、200W　60基、 その他（1408基（水銀、ナトリウム他）	市単独	該当なし	該当なし
24	知多市	整備済み（27年度）	総数　1623基(LED化済数) 内訳：その他（47W852基、71W632基、93W131基、 183W11基）	市単独	リース方式で10年間の長期継続契約。リース完了後は市に帰属	9,020円
25	知立市	未定				
26	尾張旭市	未定	総数　　871基 内訳：300W 106基、200W 162基、その他 603基	未定	未定	未定
27	高浜市	未定	総数　２８０基 内訳：300W 120基、200W 94基、その他（66基）	未定	―	―
28	岩倉市	未定	総数　329基 内訳：300W　　11基、　200W　181基、 その他（110W、180W等　137基）			
29	豊明市	未定	総数 372 基 内訳：300W 81基、200W 48基、その他（243基）			
30	日進市	整備予定（29年度）	総数　　469基 内訳：300W 0基、200W 49基、 その他（10W　27基、40W　30基、60W　96基、 100W　267基）	環境省によるもの	包括リース方式（リース期間10年で満了後、市に無償譲渡）	14,350円
31	田原市	整備予定（Ｈ２８年度）	総数　1,311基 内訳：300W 351基、200W 42基、その他（918基）	市単独	リース方式	約１０９，０００円 10年間リース料96,818,000円÷886基≒109,000円（予算ベース）
32	愛西市	整備予定（29年度）	総数　1,022　基 内訳：300W 70基、180W 147基、80W 747基、 その他 58基	環境省によるもの	リース期間10年で満了後、市に無償譲渡	約6,000円

市　名		（1）LED化の整備状況	（2）管理数量	（3）事業補助金・交付金の活用	（4）LED化に伴う契約方式	（5）LED化による年間1基あたりのリース料（税込）
33	清須市	整備予定（28年度）	総数　1,382　基　（道路照明灯を表記） 内訳：300W　76　基、　200W　1,065　基、 その他（　別表のとおり）	環境省によるもの	包括リース方式（リース期間１０年で満了後、市に無償譲渡）	（契約前なので上限額で試算）441,027,240円／5,716基＝77,156円
34	北名古屋市	整備済み（27年度）	総数　３０３基 内訳：300W　　基、　200W　　基、 その他（35W 1基、52W 43基、79W 229基 103W 25基、142W　5基　）	環境省によるもの	リース期間10年で満了後、市に無償譲渡	約3,000円
35	弥富市	議題提出市				
36	みよし市	整備予定（29年度）	総数約１０００基 内訳：300W　　基、　200W　　基、 その他（　）	環境省によるもの	リース契約（１０年）　予定	８，０００円／年　予定
37	あま市	未定	総数1008基 内訳：300W 470基、200W 57基、その他（481基）	該当なし	該当なし	該当なし
38	長久手市	整備予定（Ｈ３０年度）	総数　１２２７基 内訳：300W　４９基、　200W　２２４基、 その他（９５４基（不明も含む））	環境省によるもの	リース期間１０年で満了後、市に無償譲渡等	不明